

賛否が分かれた議案と審議結果

※賛否が分かれた議案のみ掲載しています。

議案番号	件名	議決結果
第55号議案	新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例	原案可決
第57号議案	大村市総合計画基本構想の策定について	原案可決
第59号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市体育文化センター）	原案可決
第65号議案	平成28年度大村市一般会計補正予算（第3号）	原案一部修正可決
第66号議案	平成28年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第67号議案	平成28年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第70号議案	平成27年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
第71号議案	平成27年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
第72号議案	平成27年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
第73号議案	平成27年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

議員別賛否一覧表（○は賛成 ×は反対 村上 秀明議長は採決に加わらない）

議案番号	会派名		みらいの風						緑風会			至誠会	大政クラブ			公明党		社会クラブ		無会派		大崎 敏明(副議長)	村上 秀明(議長)	賛成	反対		
	議員名	伊川 京子	野島 進吾	井上 潤一	北村 貴寿	朝長 英美	三浦 正司	村崎 浩史	廣瀬 政和	山口 弘宣	古閑 森秀幸	山北 正久	永尾 高宣	城 幸太郎	田中 秀和	岩永 慎太郎	小林 史政	神近 寛	田中 博文	村上 信行	水上 享	宮田 真美	中瀬 昭隆				
第55号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	1
第57号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	1
第59号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	13	10	
第65号議案(修正案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	0
第65号議案(修正案を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1
第66号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1
第67号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1
第70号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1
第71号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1
第72号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1
第73号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22	1

討 論

—第57号議案 大村市総合計画基本構想の策定について—

<賛成>

●本議案には賛成だが、まちづくりに対する市民のニーズを調査したアンケート結果をみると、観光については、満足度、重要度ともに、非常に低い結果となっている。原因としては、大村市にはキリシタン大名大村純忠や、世界初の海上空港である長崎空港など、いろんな観光資源があるが、それらを市民にアピールしていないためである。観光に関する市民のニーズを高めることは、観光客誘致にもつながるので、この分野には特に力を入れて取り組んでもらいたい。

<反対>

●本総合計画には、「新幹線を活かしたまちづくり」が盛り込まれている。新幹線建設については、すでに動き出している公共事業ではあるが、メリットはなく、さらに、過大な費用、税負担が生じることが考えられる。新幹線建設については、一旦停止し、将来的な中止、撤退を視野に慎重に再検討すべきである。このため、大村市の今後のまちづくりの根幹となる総合計画に盛り込むべきではない。

—第59号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市体育文化センター）—

<賛成>

●平成25年2月に策定された指定管理者制度の運用方針の中で、「市が重点的に進める施策や事業を実施する施設については、これまでの管理実績を踏まえ、公益法人、組合法人及び社会福祉法人など公共的団体を対象に、公募を経ずに指定管理者として指定する。」と記載されている。大村市体育文化センターは、その対象施設として明記されており、非公募とするのは、全く問題がない。よって、今回の指定に、瑕疵はないと考える。

<反対>

●大村市体育文化センターの指定管理については、指定期間の5年間の業務委託料が約9億円にもなることから、本市においては、特に重要な指定管理者の選定になる。よって、募集方法を非公募とするのはなじまない。指定管理者を選定するに当たっては、プロポーザルによる選定が大原則であり、少しでも多くの民間事業者が参入できるようにすることが、行政のあり方ではないかと考える。

